

平成 24 年 12 月 27 日

柏市長 秋山 浩保 様

東京電力株式会社
代表執行役社長 廣瀬 直正

地方公共団体さまへの賠償に関する今後のスケジュールについて

弊社福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の事故（以下、「弊社事故」）により、発電所周辺地域の皆さまをはじめ、広く社会の皆さまに大変なご迷惑とご心配をおかけしていることを心よりお詫び申し上げます。

また、貴市におかれましては、飛散した放射性物質の影響により、日々大変なご迷惑をおかけしておりますことを重ねてお詫び申し上げます。

さて、地方公共団体さまへの賠償につきましては、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」および「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二次追補」を踏まえ、賠償の取り組みを鋭意進めておりますが、現時点における今後の賠償に関するスケジュールにつきまして、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 平成 24 年 3 月までに被られた弊社事故によるご損害につきましては、賠償金のお支払い対象となる賠償項目のご請求受付を、平成 25 年 3 月末までに段階的に開始できるよう準備を進めております。
2. まずは、水道・工業用水道事業、下水道・集落排水事業、廃棄物処理事業の賠償ご請求受付に続いて、弊社事故により放射性物質検査の実施を余儀なくされた食品検査費用（食品衛生法にもとづく検査費用、および学校給食等の検査費用）について、賠償金のご請求受付を開始させていただいております。詳細につきましては、別紙をご参照ください。
3. 食品検査費用以外の賠償金のご請求項目につきましては、準備が整ったものより段階的に賠償の考え方等のご説明を実施させていただきます。

以上

食品検査費用に係る賠償金ご請求の受付概要

①賠償項目

○弊社事故に関する政府による指示等にもとづき実施を余儀なくされた、食品衛生法にもとづく検査及び学校給食等の検査に係る費用のうち必要かつ合理的な範囲が賠償対象となります。

②対象となる方

○食品衛生法にもとづく検査費用につきましては、以下の都県、都県内の保健所設置市および特別区（東京 23 区）の地方公共団体さまとなります。

【対象地方公共団体さま】

- 都県
青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、新潟県、長野県、静岡県
- 都県内の保健所設置市
青森市、盛岡市、秋田市、仙台市、郡山市、いわき市、宇都宮市、前橋市、高崎市、さいたま市、川崎市、千葉市、船橋市、柏市、八王子市、町田市、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、新潟市、長野市、静岡市、浜松市
- 特別区（東京 23 区）

○学校給食等の検査費用につきましては、以下の都県および都県内の市区町村の地方公共団体さまとなります。

【対象地方公共団体さま】

- 都県
青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、新潟県、長野県、静岡県
- 上記都県内の全ての市区町村

③賠償対象期間

○事故発生日（平成 23 年 3 月 11 日）から平成 24 年 3 月末日までの間に被災された弊社事故によるご損害を対象とさせていただきます。

④その他

○ご請求書の記入方法等につきましては、「東京電力株式会社千葉補償相談センター [0120-701-338 (9 時～18 時)]」までご連絡いただければ、個別にご説明させていただきます。

以上